

平成 28 年 4 月

## 雇用保険法等の改正内容まとめ

平成 28 年 3 月 29 日に可決・成立した『雇用保険法等の一部を改正する法律』の概要をまとめました。

1. 失業等給付に係る保険料の見直し（平成 28 年 4 月 1 日施行）  
現行 1.0%→ 0.8% へ引き下げ
2. 育児休業・介護休業等に係る制度の見直し（平成 29 年 1 月 1 日施行）
  - (1) 多様な家族形態・雇用形態に対応する
    - イ. 育児休業対象の『子』の範囲の拡大(特別養子縁組の監護期間にある子等)
    - ロ. 育児休業の申し出ができる有期契約労働者の要件緩和
  - (2) 介護離職の防止に向けた措置
    - イ. 介護休業の分割取得が可能に(合計 93 日を 3 回まで分割取得)
    - ロ. 所定外労働の免除制度の創設
    - ハ. 介護休暇の半日単位取得
    - ニ. 介護休業給付の給付率の引き上げ(40%→67%)

**※ (2) の二のみ平成 28 年 8 月 1 日施行**
3. 高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備
  - (1) 65 歳以降に新たに雇用されるものを雇用保険の適用対象とする。(保険料徴収は平成 31 年分まで免除)
  - (2) シルバー人材センターにおける業務について、一部、週 40 時間まで就業可能とする。
4. その他
  - (1) 妊娠した労働者等の就業環境の整備  
妊娠・出産・育児休業・介護休業等の取得を理由とする上司・同僚等による職業環境を害する行為を防止する為、事業主に雇用管理上必要な措置を義務付け。
  - (2) 雇用保険の就職促進給付の拡充
    - イ. 再就職手当の引き上げ  
支給日数 3 分の 2 以上残した場合 残日数の 60%支給→70%支給  
3 分の 1 以上残した場合 残日数の 50%支給→60%支給
    - ロ. 求職活動支援費として求職活動に伴う費用について新たに給付対象とする。

以上

宍倉社会保険労務士事務所に気軽に相談下さい

電話 03-6427-1120

携帯 090-8595-5373

メール shishikura@ks-advisory.co.jp

ホームページ <http://romu-shishi.com>